

令和6年4月版

「一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業」
重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」に基づく指定相談支援サービスを提供します。指定相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
7. サービスの利用に関する留意事項.....	6
8. 虐待について.....	6
9. 業務継続計画について.....	7
10. 衛生管理等について.....	7
11. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	7
12. 事故の対応	8
13. 損害賠償保険への加入.....	8
14. サービス利用にあたっての禁止行為.....	8
15. 苦情の受付について.....	8
16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について.....	9

社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会
いちのみや指定相談支援事業所

当事業所は一宮市の指定を受けています。
一般相談支援事業 （一宮市指定 第2332100078号）
特定相談支援事業 （一宮市指定 第2332100078号）
障害児相談支援事業（一宮市指定 第2372100012号）

1. 事業者

名称	社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会
所在地	愛知県一宮市栄3丁目1番2号
電話番号	0586-85-7024
代表者氏名	会長 真野 克彦
設立年月	昭和32年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	一般相談支援 ・平成23年4月1日指定愛知県第2332100078号 令和3年4月1日 一宮市に権限移譲 特定相談支援 ・平成24年4月1日指定一宮市第2332100078号 障害児相談支援 ・平成24年4月1日指定一宮市第2372100012号
事業の目的	利用者に対し、適正な相談支援サービスを提供すること
事業所の名称	いちのみや指定相談支援事業所
事業所の所在地	愛知県一宮市東五城字備前12
電話番号	0586-62-8678
管理者氏名	川村 周子
事業所の運営方針について	支援を必要とする利用者に対し、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく適正な相談支援サービスを提供する
開設年月	平成23年4月1日
事業所が行なっている他の業務	指定居宅介護 ・平成18年4月1日指定 愛知県2312100296号 令和3年4月1日 一宮市に権限移譲 指定訪問介護 ・平成11年12月28日指定 愛知県2372200390号 令和3年4月1日 一宮市に権限移譲

3. 事業実施地域

一宮市全域

4. 営業時間

営業日	月～金
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	月～金 午前8時30分～午後5時15分

※但し、国民の祝日並びに12月29日から12月31日までと、1月2日、3日は、休業日とします。また、上記の規定にかかわらず、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、営業日、営業時間を変更することがあります。

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	勤務形態・人数
1. 管理者	1名（相談支援専門員兼務）
2. 相談支援専門員	一般相談支援 1名以上 特定相談支援 3名以上

当事業所では、利用者に対して指定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

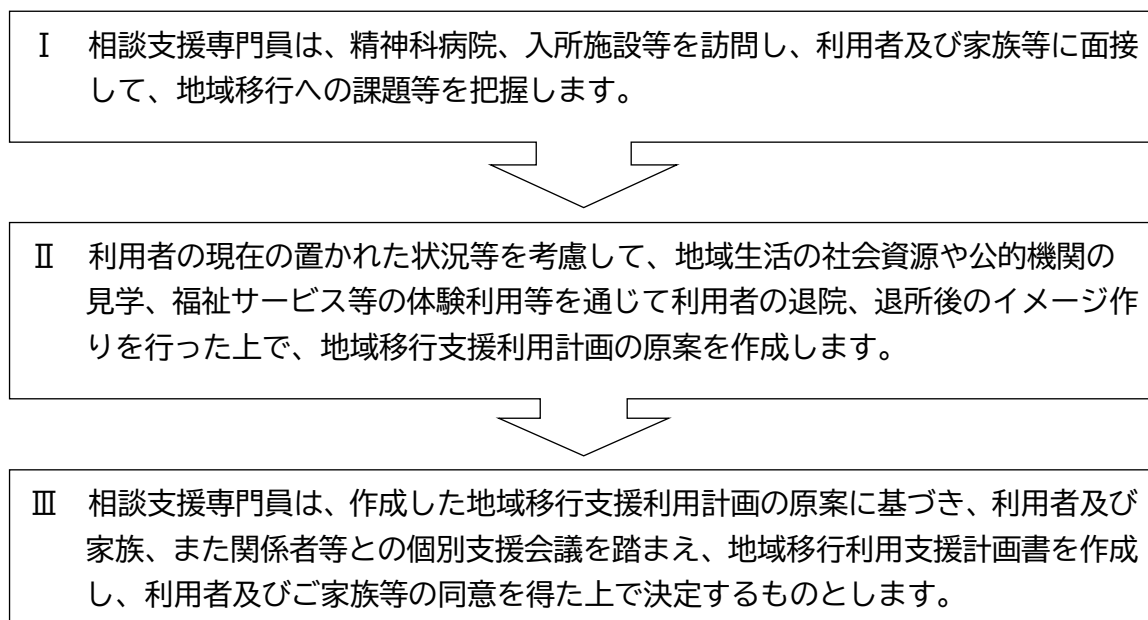
(1) サービス内容（契約書第3条～12条参照）

ア. 一般相談支援事業

①地域移行支援利用計画の作成

利用者の地域移行のための具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて地域移行支援計画を作成します。

<地域移行支援計画の作成の流れ>



②地域定着支援の実施

利用者が安全安心に地域生活を送ることのできるよう、主治医をはじめ関係機関と連携に努めるとともに、以下の地域定着に関する相談支援を行います。

- ・利用者及びその家族等との面談及び医療機関等への同行支援

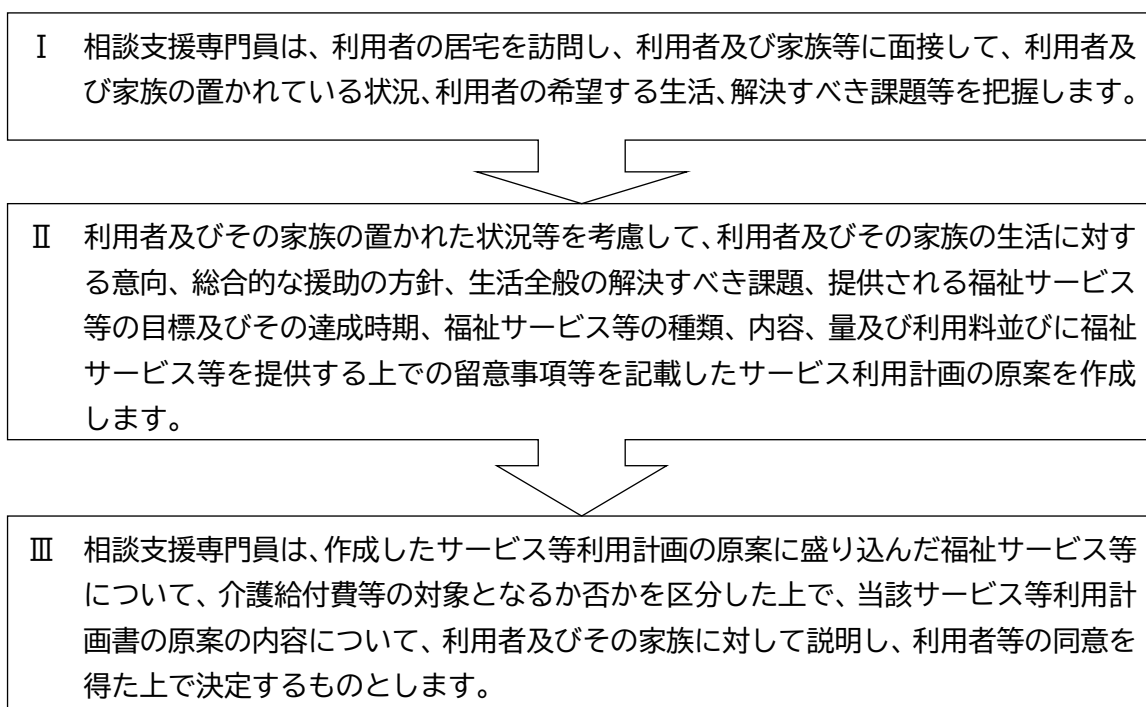
- ・地域定着支援台帳の作成
- ・常時の連絡体制の確保
- ・緊急事態への対処

イ. 特定相談支援事業

①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>



②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等と開始月から3か月は毎月1回以上面接し、経過を把握します。
- ・サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用

計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

ウ. 障害児相談支援事業

①障害児支援利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、障害児支援利用計画を作成します。

②障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等と開始月から3か月は毎月1回以上面接し、経過を把握します。
- ・障害児支援利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、障害児支援利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③障害児支援利用計画の変更

利用者が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

④障害児入所施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金（契約書第13条参照）

①サービス利用料金

指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費及び地域相談支援給付費を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費及び地域相談支援給付費の代理受

領を行わない場合は、その給付費の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費及び地域相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|---|
| ア. 窓口での現金支払 |
| イ. 下記指定口座への振り込み
三菱UFJ銀行 一宮支店 普通預金 2262123 |
| ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：銀行（含ゆうちょ）、信用金庫、農協 |

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護事業課長 森 好史
-------------	-------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

9. 業務継続計画について

事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するために、次の措置を講じます。

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を実施します。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

10. 衛生管理等について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

11. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第15条4項参照）

本事業所では、関係法令（及び一宮市社会福祉協議会特定個人情報保護規程）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) 障害児支援利用計画
- (3) 地域移行支援利用計画
- (4) アセスメントの記録
- (5) サービス担当者会議等の記録
- (6) モニタリング結果の記録
- (7) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (8) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (9) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	午前8時30分～午後5時15分
----------	-----------------

12. 事故の対応

事業者は、指定相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに一宮市、利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

事業者は、指定相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

13. 損害賠償保険への加入（契約書第16条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険名 総合賠償責任保険

補償の概要 利用者の身体、財物に損害を与え、法律上の損害責任を負った場合、対応されます。

14. サービス利用にあたっての禁止行為（契約書第20条参照）

事業者は以下の事項に該当する行為があった場合には本契約を解除することができます。

ご契約者もしくはその家族等からの

①相談支援専門員へのセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの行為。

②相談支援専門員及び事業者の職員への暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

③サービス利用中に相談支援専門員の写真や動画の撮影及び録音する行為。また、そのデータをインターネットなどに掲載する行為。

<契約を解除する場合の具体例>

暴力又は乱暴な言動

・物を投げつける・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る

・相談支援専門員の体を触る、手を握る・抱きしめる、ヌード写真を見せる など

15. 苦情等の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係<苦情受付窓口(担当者)> [介護事業課長] 森 好史

電話番号 (0586) 85-9961

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

<苦情解決責任者> [事務局長] 堀 尚志

(2) 行政機関その他苦情受付機関

一宮市役所 障害福祉課	所在地 一宮市本町2丁目5番6号 電話番号 (0586) 28-9147 FAX (0586) 73-9124 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
愛知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 名古屋市東区白壁1-50 電話番号 (052) 212-5515 FAX (052) 212-5514 受付時間 午前9時～午後5時

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定相談支援サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 一宮市栄3丁目1番2号
社会福祉法人一宮市社会福祉協議会
いちのみや指定相談支援事業所

説明者職名 相談支援専門員 氏名 _____

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族または署名代行者 (利用者との関係 _____)

住所 _____

氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第173号(平成18年9月29日)第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。